

夫の暴力

渡 辺 和 恵

〈夫の暴力問題は社会問題〉

私は弁護士になって20年余り、100件近くの離婚事件に調停や裁判の代理人として関与させていただきました。離婚事由は、夫の暴力、夫の不貞、夫のかけ事・サラ金などの経済的破綻、そして、夫婦の性格の不一致と種々の理由がありますが、本日テーマになっています夫の暴力のケースも相当数にのぼります。今日、夫の暴力が妻との私的な問題ではなく、社会問題であり、女性の人権問題であるとの認識が、国連を初め、国際的な動きと相俟って日本国内でも急速に広まっています。女性たちの救済を迅速かつ有効に進める上で大きな前進です。日本弁護士連合会も、今年（1998年）9月18日、第41回人権擁護大会において夫の暴力問題をテーマにシンポジウムを開催し、「妻への暴力、子どもへの虐待をなくすための、(国や地方自治体に) 対策を求める決議」を採択しました。対策のその1は、実態調査をし、密室の暴力となっている夫の暴力が実は人権侵害なのだということを明らかにし、社会的な意識喚起を図ること、その2に、暴力からまず逃げることの重要性から、暫定的には児童福祉法上の母子生活支援施設（旧母子寮）や売春防止法上の婦人相談所の活用と民間緊急避難所（シェルター）への公的援助です。私は、現在、民間シェルター女の駆け込み寺生野学園を支える会の活動に参加しています。昨年（1997年）3月末まで大阪府立の婦人保護施設生野学園がありましたが、大阪府が廃止したのです。廃止反対運動を16年間続ける中で、駆け込み寺を存続させる必要性を痛感

し、民間ボランティアで支えていこうということで立ち上げ、今日まで1年半続けています。今まで900人近くの女性たちの相談を受け、子どもとお母さんたちのシェルターとして活動していますが、大阪府は全く援助をしません。ですから弁護士会のこの決議は大きな使命を持っているのです。対策のその3は、妻たちの自立援助の仕事を、基本的に国や地方自治体が責任を持ってやることです。

私たち生野学園も発足の時から、認可施設として発展させることを目標としています。ボランティアの人的・物的支えは庶民の知恵と良識の結集として重要なことですが、自ずと限界があります。社会問題として公的責任のもとで女性の自立のニーズに応じられる総合的な運営がされるべしとのこの決議は、私たちの運動に確信を与えてくれています。

〈暴力夫と決別した妻たちとその夫たち〉

夫の暴力問題は長らく私的な問題でした。

私に関わった女性たちの多くも駆け込む場所があればこんなに長く苦しまなくても良かったはずです。夫からの暴力の実態をケースでご紹介します。

A子さんのケース：私が20年以上も前、弁護士になった頃の離婚事件です。A子さんは地方の貧しい農家に嫁いでいました。障害を持った子を産んだということで夫の暴力を受け続けました。ナタで肋骨を折られたこともありました。しかし、このお子さんが自立できるようになるまで頑張ったのです。お子さんが障害者の作業所で働くようになったのを機に家を出ました。しかし、夫は離婚に合意せず裁判になりました。法廷の傍聴席が夫の親せき筋や村の人たちで埋まりました。私は、当時まだ若かったものですから本当に驚きましたし、理不尽さに怒りました。A子さんは、あの人たちは日当を貰ってここに来ていると言いました。妻を人間として見ないのは、夫だけでなく、「家」ぐるみ「地域」ぐるみでした。馬の尻と女の尻は叩けば叩く程良いなどという言葉があることもその後に関わった離婚事件で知りました。

夫の暴力

B子さんのケース：B子さんの夫は急成長を遂げた広告業界の製作者でした。夫は拳法の段を持っており、妻への暴力でストレスを発散していました。当時40才後半だった私は同じ年格好のB子さんを自分とは違ってきれいな歯並びの良い女性だと思っていました。ところが、顔を殴られ、前歯を折られ、これはみんな義歯なんですよと言われて驚きました。B子さんは、親の反対を押切って一緒になったことで暴力には耐えてきたけれど、これ見よがしの不貞は許せなかったと言いました。

C子さんのケース：C子さんの夫はセールスマンで人当りの良い人と見えたと言います。しかし、結婚して、表の顔と、家での顔が全く違いました。家では無口で、外でのストレスは全てC子さんに向けられました。C子さんは50才を過ぎていましたが、化粧をしない時はないと言います。それは、顔を殴られ口の囲りを幾針も縫っているので、傷を隠すためなのです。C子さんは、テレビで生野学園のことを知って駆け込んで来られたのですが、廃止で退所しています。

これら暴力夫たちの多くは一般には思われている飲酒の上ではなく、素面でも妻に暴力をふるっています。夫の暴力は妻を自分と同じように人格のある人間と認めない姿勢、自分も暴力を受けて育った体験から暴力に親和性があることに多くは起因し、男の暴力は強さの象徴として容認される中で、経済的あるいは社会的弱者である妻に向けられています。

女性の多くは経済的弱者であることから夫の暴力から逃げられず、逃げ場所がない、あるいは逃げ場所を知らないために耐えてきました。

A子さんたちは逃げ場所がないままに命の危険にも曝されてきました。ここに至るまでに「一時逃げる」ことをきっかけに、夫の暴力の改善をはかる機会があれば、決別という結論にならなかったかも知れません。「夫の暴力はどうしたらなくせるか」という課題が、「妻の救済問題」が社会的認知を受ける中で浮上してきました。アメリカなどでは夫の暴力を禁ずる法律で収容と共に教育がなされていると聞きますが、成果が上がったということを知りません。経済不安

が進行し、戦争という最大の暴力が絶えることがありません。このような状況ですから、夫の暴力問題解決は簡単ではありません。しかし、個別のケースでは、早期の段階で女性たちが救済を求めることが社会的に保障されれば、解決の糸口があるのです。

私は、被害を受けている妻の親しい友だちや近親者の方から、「彼女は救ってあげようと思っても、またもや夫の甘い口によって、(暴力夫には暴力と甘い口がサイクルとしてあるそうです) 決別しようとしなさい」と怒っている声を聞きます。A 子さんたちの決別の離婚裁判という勇断は、一人でなされたものではありません。私はどうぞ、迷ったりしている彼女を見捨てないで下さいとお願ひしています。見捨てることは、彼女たちの自立の芽を摘んでしまうからです。

〈夫の暴力問題と警察・裁判所〉

夫の暴力に対して妻たちは救済を求めないまま耐えていたのではありません。まず一番最初に助けを求めているのは警察です。しかし、警察は、民事不介入や法は家庭に入らずを口実に、妻たちの助けを求める声を拒絶してきました。「奥さん、仮りに一晩預かって、明日は家に帰しますよ」と言われてきたのです。

しかし、警察広報室は「夫婦でも、妻からの被害申告があり、夫に対する処罰意思が明確である場合には、一般事件と同様に捜査を行う」と答えています(朝日新聞、1998年11月10日付、夫婦間暴力1)。警察の姿勢も世論の高まりの中で変化しています。

傷害致死も含め夫に殺された妻が年間143人(1995年犯罪統計白書)もいる、2~3日に1人妻が殺されていることに驚かない人はいないでしょう。最近テレビで助けを求めて警察に駆け込んだ女性が、拒否され、翌日に殺されたという報道があり、警察の姿勢いかんで人生を左右することを思い知らされました。

裁判所はまず調停前置主義のもと、まず家庭裁判所の門をくぐります。夫の暴力の離婚事件の時は、裁判所は、開催日をちがえる、調停面接の場所をちが

夫の暴力

える、出頭時間をちがえる等色々の措置をとってくれています。先日は、裁判官の指示で、書記官が駅まで送ってくれました。調停が成立しない場合は、地方裁判所に裁判を申立てます。裁判は調停とは違って公開の法廷で、相対面しなければなりません。代理人としてはいつも緊張しますが、先日は、主任書記官が傍聴席で見守ってくれました。裁判所は色々の配慮を徐々にしてくれています。

なお、調停や裁判で弁護士に依頼したいけれどお金がないという時は、法律扶助協会（各弁護士会に問い合せて下さい）が一時立替えをしてくれます。月々5000円～1万円の分割返済をすれば良いのです。

〈密室の暴力を白日の下に〉

夫の暴力問題は社会的問題になっては来ましたが、まだまだその端緒についたばかりです。妻たちが助けを求めてもいいんだ、非難されることはないと言う段階だと思います。

弁護士会の決議にあるように夫の暴力問題の実態調査が公けの責任でなされれば、公けの施策が実現する、実現させざるを得ない状況に持ち込めることになります。東京都の1998年3月に出された「女性に対する暴力」調査報告書に引続いて、北海道でも近く調査結果が出るそうです。

東京都では、アトランダムに1500人余りの女性に調査した結果、「押したり、つかんだり、こぶいたり、つねったりする 20%余り」「平手で打つ 20%近く」「けったり、かんだり、げんこつで殴る 15%余り」にのぼり、「首を締めようとする 2%余り」「包丁などの刃物を突きつけておどす 1%」とあります。「この結果で、施策の検討をしていく」と報告書の巻頭に生活文化局女性青少年部が記しておられます。（その後、東京都で検討している「男女平等推進基本条例」（仮称）に夫の暴力禁止条項が盛り込まれる動きがあるとの報道がありました。）

私たち弁護士も有志で生野学園で女性のための法律相談をしてきましたが、

夫の暴力

大阪弁護士会で恒常的な相談が受けられるよう現在検討を進めています。

〈暴力廃絶の大きなうねりを〉

人間が伸びやかに暮すことの大切さは誰も否定しません。これを脅やかすのは「暴力」です。女性の平等・発展・平和の国連女性年のスローガンは、20年を経て女性の暴力廃絶に到達しています。暴力廃絶のうねりは究極的な人間解放への道の歴史的頁をかざっているのではないのでしょうか。

附記：本稿は神戸女学院大学女性学インスティテュート主催の講演会（1998年11月20日）での論旨をもとに一部加筆したものである。

Summary

Wife Abuse in Japan

Kazue Watanabe

Husband's violence has been often neglected in society, because it is done in such a closed space as home. Even in 1995, as many wives as 143 were killed by their husbands in Japan.

To cope with the situation, it is fundamental to form a public opinion to support equality between sexes, establishment of peace and women's rights. And this has been getting a global understanding since the International Women's Year.

Also necessary is that the national and local governments should provide place and means to protect the women from their violent husbands and to live on their own. Fortunately, the governments have gradually started to set up such accommodations for those who need help. I hope my report may awake the individual reader's interest in the problem so far so unnoticed.